

令和2年度 第3回浜松市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日 時 令和3年1月7日(木) 19時00分～20時15分
2. 場 所 浜松市役所 本館8階 全員協議会室
3. 議 題 (1) 令和3年度国民健康保険料について  
(2) 前回答申に対する令和2年度の取組みについて  
ア 保険料収納率向上対策  
イ 医療費適正化対策  
(3) 答申案について

出席者 野澤 英子 黒柳 寿一 磯部 智明  
村上 祐介 品川 彰彦 山中 千恵子  
高貝 亮 伊藤 純子  
欠席者 前嶋 恭代

傍聴者 6人  
報 道 1人

《開会》

《会長挨拶》

《会議及び会議録の公開》

高貝会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。

はじめに、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。  
本日の議題は、「令和3年度国民健康保険料について」が主な内容となっています。  
原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

高貝会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することとします。なお、  
本日の議事録署名人は、公益の代表である伊藤純子委員と保険医又は保険薬剤師の代表である村上祐介委員にお願いします。

では、傍聴希望者がいましたら、入室してもらってください。

《傍聴希望者入室》

高貝会長：議事に入る前に、第2回運営協議会後の経過について説明させていただきます。  
まず、第2回終了後に私の考えを事務局がまとめ、市長への答申素案を作成し、他の資料と一緒に送付させていただきました。  
前回、黒柳委員から高額薬剤に関するご意見をいただきましたが、事務局の調べによると高額薬剤の使用は年間数件で今のところ国保財政に影響を及ぼすほどではなかったため、今回の答申素案には入れておりません。  
答申素案に対し、事前に各委員からご意見を伺っておりますが、そこでは特にご意見はございませんでした。  
本日のメインテーマは「議題（3）の答申案について」で、その中でも令和3年度の保険料率ということになるかと思いますが、直近のデータに基づく事業収支を検証しながら、まず「（1）令和3年度国民健康保険料について」保険料率を据え置きとしてよいか協議したいと存じます。  
次に「（2）前回答申に対する令和2年度の取組みについて」、昨年度の答申以後の市としての取組み、課題等を検証し、「（3）答申案について」内容や文言に反映していければと考えております。  
なお、本日の進め方につきましては、議題に沿って事務局から説明を受け、議題ごとに、質疑、意見交換を行います。  
そして、議題（2）の質疑のあと、答申に向けた協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《議題》

高貝会長：では、議題（1）「令和3年度国民健康保険料について」、事務局から説明をお願いします。

《清水グループ長、水谷グループ長から説明》

高貝会長：事務局より、直近の実績を踏まえた令和3年度の収支見込と保険料について説明がありました。  
ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

高貝会長：先ほどの税制改正に伴う見直しのところですが、この見直しによって、直接影響を受けるケース、例えばこういう人がこうなるといったことを具体的に例示していただけますか。

芳田課長：7割軽減を例にとってお示しします。  
現行の7割軽減の基準額は世帯総所得が33万円ですので、33万円以下の世帯は7割軽減になります。

例えば、A世帯には、Aさん、Bさんがいて、Aさんは給与収入が80万円あり、Bさんは給与収入が81万円あるとします。これを所得に直しますと、税制改正前では、給与所得控除を引いて、Aさんは15万円、Bさんは16万円となります。つまり、A世帯の世帯総所得は、15万円+16万円です。31万円になります。31万円ですと、現行の7割軽減基準額が33万円以下ですので、7割軽減になるわけです。

ところが、平成30年度の税制改正で給与所得控除が10万円引き下げられました。一方、課税所得を求める場合に引く基礎控除は10万円上げるという改正が行われました。

この改正によりA世帯がどうなるかという、給与収入が80万円のAさんは、給与所得控除が10万円引き下げられていますので55万円しか控除されず、所得は25万円になります。そして給与収入が81万円のBさんは、所得が26万円になり、合わせるとA世帯の総所得は51万円になります。51万円ということは、現行の7割軽減基準額の33万円を超えてしまい、5割軽減世帯として認定されてしまいます。そうすると、担税力が変わらないのに、7割軽減から5割軽減になってしまうことになります。

このように、税制改正の影響で軽減世帯が軽減を受けられないということになってはいけませんので、そうならないように国保法施行令を改正したということです。また、政令どおりとするには、市町村の条例を改正しなければなりません。条例を改正し、先ほど説明した給与所得者等の数から1を引いて10万円を乗じるという計算をして辻褄を合わせ、従来と変わらないようにするという仕組みです。

改正後の計算式では、A世帯のように給与所得者が2人いる世帯の場合、7割軽減基準額は、2人の給与所得者から1を引いた数に10万円をかけて43万円に加え、53万円になります。7割軽減基準額の53万円とA世帯の世帯総所得51万円を比べると51万円の方が低いものですから、税制改正後もA世帯は7割軽減にあたることになります。

政令を改正しないと、A世帯は税制改正によって軽減割合が7割から5割になってしまいます。これを避けるために、まずしっかりと政令を変え、さらに条例も変えていきたいと思います。これは2月議会で条例改正案として出すつもりでいます。

高貝会長：ありがとうございました。大変分かりやすくご説明いただいて理解できました。  
税制改正の影響で不利益にならないように修正いただくということですね。

芳田課長：そうです。

黒柳委員：1ページの歳出の事業費納付金のところで、確定額は1月下旬頃に県から通知予定とありますが、今の見込みと実際に県からの通知とで差がありましたか。

清水G長：県からまだ通知が出ていません。

黒柳委員：まだ来てないのですね。もしこれが大きく変わると影響が出てしまうわけですが、通常大きく差が出ないとか、去年がどうだったかとかその辺の様子が分かりますか。

芳田課長：事業費納付金については、平成30年度から都道府県化されてこういった仕組みになったわけですが、本算定が市の見込みより多い年も、逆に少ない年もあり、ばらつきがあります。事業費納付金は当然、歳出予算に影響するものですから、県に、早く出してくださいとお願いしています。

清水G長：本算定用の係数を県に提出したところなので、本算定の金額が出るのはもう少し先になると思います。

黒柳委員：その辺が少し不安定な中で、料率がこれで良いかどうか決めなければならないのは辛いなというのがあります。

芳田課長：令和3年度は約214億円と見込んでいますが、おおむね210億円台ではないかと思います。

黒柳委員：今までの経験上、増減を見てこの程度という考え方で良いですか。

芳田課長：そうですね。例えばこれが230億円になるということはないと思います。

黒柳委員：収支差が1億5,200万円しかないのに、そこで足りなくなった場合は、基金から回すとかそういうことになりますか。

芳田課長：保険料収入が151億9,500万円ということで今回推計を出していますけれども、なかなか令和2年所得というのが見込みにくくて、市税担当ではコロナの影響をリーマンショック並みくらいと捉えているということですが、そこまで留まるのか、それより悪化しているのか、それほどでもないのかまだ分かっていません。

事業費納付金の見込みとのずれはおそらく数億円程度と考えています。

黒柳委員：時期的な問題で、この時期に答申をしなくてはならないということだと思いますが、事業費納付金が確定してから答申できるならと思ったものですから。色々なスケジュールの都合で、ぎりぎりの線がこの時期というところでしょうか。

芳田課長：そうですね。

高貝会長：この答申を2月議会に出す内容などに反映していくということですね。

芳田課長：はい。

高貝会長：ありがとうございました。

次に、議題（2）「前回答申に対する令和2年度の取組みについて」は、令和3年度に対する答申の協議の参考になると思いますので、事務局から説明いただいた後、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。  
それでは事務局から説明をお願いします。

《山下グループ長、竹村グループ長から説明》

高貝会長：事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

高貝会長：第1回の時に黒柳委員からご指摘がありましたが、口座振替率が減っているというのは、アプリを使った支払いが、ここには反映されてこないということですね。

山下 G 長：おっしゃるとおり、スマートフォンを利用した支払い方法というのは、あくまでも納付書による支払いです。コンビニエンスストアへ出向いて支払う代わりにスマホでバーコードを読み取って、ご自宅にいながらにして支払い処理ができるというものです。つまり、それを利用するお客様が増えると口座振替の方が減ってしまうということになります。

山中委員：現年分収納率が前年度同月比で増えていることですが、私としてはコロナの影響で支払いが滞るのではないかと考えていました。これは、コロナの影響がなくて、払わなくてはならない人は払っているということですか。それとも、猶予などの分を引いているのでしょうか。

山下 G 長：新型コロナウイルスの影響により所得が大幅に減少した方については、保険料

減免ということで、申請をしていただいています。例えば、始めは年間80万円払ってくださいとなっていたものが、審査した結果30万円になった場合、納めやすくなります。減免がないままだと納付が遅れ遅れになってしまったものが、保険料額が減ったことで納めやすくなり、それが収納率の向上につながったのではないかと思います。コロナの影響で収納率が落ち込むのではないかという危惧は確かにありましたが、減免や徴収猶予の制度をお客様にご活用いただいて、このような状況にあると考えております。

村上委員：特定健診受診率や特定保健指導実施率については、令和元年度実績は微増しているということですが、それに伴って、例えば医療費抑制がある程度かかっているとか、あるいは脳卒中、心筋梗塞の患者さんが増えるのが抑えられているとか、そういった検証や資料はありますか。

竹村G長：国保全体としてということによろしいでしょうか。

村上委員：国保全体もそうですし、浜松市としてそういうものがあれば、今日でなくても良いですが、またお知らせいただけると。

竹村G長：現在、データヘルス計画の中間評価に着手し始めているところでして、そちらで医療費等の分析をしていきます。それが出ればご質問に回答できると思っております。今回は申し訳ありません。

高貝会長：特に今年度は健診や保健指導は、コロナの関係で医療機関の方も今受け入れるのもなかなかということで、極端に数字が減っている状況ですか。

竹村G長：現時点では、厳しい状況と思っております。

高貝会長：直近の1月でだいぶコロナが拡大してきていますからね。今年度はある意味仕方ないのかも知れませんが、ナッジ理論を活用した通知が来年度以降に実を結んでくれれば良いのかなと思います。

黒柳委員：特定健診の項目には基本になっている項目とオプションでやる項目があると思いますが、基本の項目が少なく感じます。浜松市で独自で項目を追加することは考えられないですか。

竹村G長：法的に決められた項目以上に市の項目はありまして、特定健診として受けられる方には、プラスで心電図検査などがあります。

黒柳委員：それでも項目数は多くないですね。

法的に決められたものもあるし、予算としても予防の方にたくさんお金をかけられるものではないと承知していますが、実施率が上がっていかない要因をもう少し調べた方が良くかなと思います。

竹村 G 長：特定健診は平成20年度から始まっていますが、以前は基本健診と違って、健康増進のために健康な方が1年に1回チェックするという取組みでした。その後、生活習慣病予備群を早期に発見し、生活習慣を改善し発症を防ぐという観点で項目が設定されたのが、今の特定健診になります。

浜松市は旧の基本健診時代の項目もそのまま引き続いてやっています、被保険者の健康増進という意味合いでは充足していると思っております。

黒柳委員：分かりました。

野澤委員：市の方から、肺がんや子宮がんの検査を補助しますので受けてください、というお手紙を毎年いただきますが、今年度もやろうと思ったら、検診を受けても受診券に実施済印は押せないと、かかりつけ医から言われました。何か変更があったのでしょうか。

竹村 G 長：がん検診は所管が違いまして健康増進課で実施しております。後ほど個別にお話を聞かせていただきます。

伊藤委員：特定健診そのものがリスクの高い方のスクリーニングというところで、早めに声をかけて予防できるものを予防していくのが目的ということですが、その意味では、健診を受けることも非常に大事ですけれど、その後の保健指導を受けていただくということも非常に重要なことだと思います。そういったところで、現在はコロナの影響を受けてやむなしという値ではありますが、特定健診の受診率については、ナッジ理論を活用された部分がこれから成果として出てくるかと思います。そこで、その後の積極的支援や動機付け支援に該当された方への働きかけについて、何か理論を活用したり、工夫されたりしているかを教えてください。

それから、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにもかかわってくると思うので、どんな風につながっていくのか可能な範囲で教えていただきたいです。

竹村 G 長：最初のご質問の特定保健指導についてですが、未利用者の対策ということで、4ページ（イ）の糖尿病重症化予防事業の中で説明しました宿泊型保健指導プ

プログラム事業を実施しております。この対象になる方は、保健指導を受けなかった方でぜひ受けてくださいと案内を送らせていただいています。

また、個別に毎月利用券が出ますので、送付後に電話勧奨も実施しています。利用券を送るときに、検査結果とあなたはここが該当になりましたよという通知を個別に作成しており、利用促進に向けた取組みはしっかりやっていると自負しております。

もう一つの糖尿病性腎症重症化予防プログラムとの絡みですが、こちらにつきましては、特定保健指導レベルではなく、受診勧奨レベルの方を対象としており、まずは医療へつなげようという取組みになっています。

伊藤委員：ありがとうございます。

高貝会長：それでは、議題（3）「答申案について」、協議に入ります。

まず、事務局より答申案の説明をお願いします。

〈恒川補佐から説明〉

高貝会長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、まず答申案1ページの「保険料率、賦課限度額及び法定軽減、基金の活用」の3点について、なにかご質問、ご意見がありましたらお願いします。

黒柳委員：前段の文章の下から3行目ですが、「浜松市国民健康保険事業が引き続き健全な財政運営に努められるよう」の言い回しが少しおかしいと思います。「財政運営が図られるよう」とかそのくらいの方が良いのではないかと思います。

高貝会長：「浜松市国民健康保険事業の財政が引き続き健全に運営されるよう」とかそんな感じですかね。

黒柳委員：言葉はお任せしますが、もう少し練ってもらえたらと思います。

高貝会長：ありがとうございます。

前回の協議の中で、引き下げという方向でも案をいただいでいて、均等割を2,000円引き下げると3億円ほど変わってくるということで、コロナの影響がなければという状況でしたかね。

芳田課長：そうです。



高員会長：コロナの影響の中で、今直ちに引き下げをしてしまうと、下振れしたときに基金で十分賄えるか不安が生じるというような状況であったかと思います。

また、コロナ禍で到底引き上げなど考えられるような状況でもないだろうということで、ぎりぎりの据え置きというのがここまでの流れと理解しております。次年度以降ですが、これまで保険料率は上がることはしかなかったと思いますが、下げられるときにはきちっと下げることも検討したいと思っております。もちろんこれからの医療費の状況、収入の状況によってくるかとは思いますが、引き続き検討できればと思います。

芳田課長：経済が回復すればというのが大前提にある気はしますが、引き下げるべき時は引き下げた方が良いという考えは持っています。

高員会長：ありがとうございます。

それでは、委員の皆様を確認させていただきます。

市長からの諮問事項であります「令和3年度国民健康保険料率等」につきまして、本協議会としましては、保険料率は「据え置き」、賦課限度額及び法定軽減については、「国民健康保険法施行令どおりとする」、ということによろしいでしょうか。

また、基金の今後の活用についても、答申案の通りでよろしいでしょうか。

《異議なし》

高員会長：ありがとうございました。

それでは、保険料率は「据え置き」、賦課限度額と法定軽減については「政令に合わせる」、基金の活用についても、案の通り答申したいと思えます。

引き続き、答申案2ページ目、国民健康保険の運営に関する事項の答申内容について協議します。

概ね、これまでの審議どおりに反映されていると思えますが、議題（2）の事務局の説明や、委員の皆様からのご意見を踏まえ、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

《意見なし》

高員会長：よろしければ、この内容で答申したいと思えます。

細かな表現等については事務局と調整したいと思えますが、答申の最終的なとりまとめにつきましては、私と伊藤代行に一任していただいでよろしいでしょ

うか。

《異議なし》

高貝会長：ありがとうございます。

また、市長への答申につきましては、1月13日（水）を予定しております。  
本運営協議会を代表して、私と伊藤代行で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

高貝会長：ありがとうございます。

では、そのように対応させていただきます。  
それでは、議題は以上ですので、事務局へ進行をお返しします。

《恒川補佐から連絡事項、今後の日程などの説明》

恒川補佐：事務局の説明は以上です。

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

《質問なし》

《部長挨拶》

恒川補佐：以上で、本日の予定はすべて終了しました。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

また、令和2年度の運営協議会は本日が最終回です。今年度もお忙しい中ご審議いただき、誠にありがとうございました。

これにて、令和2年度第3回浜松市国民健康保険運営協議会を閉会します。

《閉会》

議事録署名人

公益代表

保険医又は保険薬剤師代表